鹿児島市立武岡中学校

# 「部活動に係る活動方針」

## １　部活動の意義

部活動は，生徒の自主的，自発的な参加により行われるものである。そこで，武岡中学校では，スポーツや文化等に親しみ，学習意欲の向上や責任感，連帯感を涵養するとともに，学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施する。また，異年齢との交流の中で，生徒同士や教師，指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり，自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

## ２　部活動の目的

部活動により，生徒が生涯にわたってスポーツや文化等に親しみ，社会の中でよりよく，豊かに生きるための資質･能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上を目指すことのみに偏ることなく，適切な指導や支援によって，仲間と協力したり，切磋琢磨したり，生徒一人一人が充実感や達成感を味わったりすることができる活動であることが大切である。

## ３　部活動のあり方

鹿児島市教育委員会「学校の部活動等の方針」（令和２年３月）に則り，心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに，体罰や暴言，ハラスメントを根絶した，安全で安心な指導を行う。また，顧問のみならず，専門的な知識を有する部活動指導員等を活用することにより，充実した部活動の実施を目指す。

## ４　指導と体制

部活動の運営は，生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

⑴　部活動における休養日及び活動時間については，成長期にある生徒が，スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活を送ることができるよう，学期中は，週当たり２日以上の休養日を設ける。

⑵　平日は原則水曜日を休みとする。週末（土曜日及び日曜日）や２日以上休みが続く時は，少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。（原則月曜日など活動した次の日）

⑶　長期休業中の休養日の設定は，学期中に準じた扱いを行う。ただし，原則，週末は休養日とする。また，生徒が十分な休養を取ることができ，部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう，ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ア　夏季休業中・・・８月１１日～１７日のリフレッシュウィークを利用し，その前後を含めた１週間程度のオフ期間を設ける。

イ　冬季休業中・・・１２月２９日～１月３日の年末年始休暇を利用し，その前後を含めた１週間程度のオフ期間を設ける。

⑷　１日の活動時間は，長くとも平日では２時間程度，学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし，できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし，大会や練習試合等の場合は，校長が許可した範囲内での活動を認めることとし，生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し，計画的に実施する。

⑸　年間完全下校時刻

◇　４月～５月前半・・・・・・１８：４５

◇　５月後半～７月・・・・・・１９：００

◇　９月前半／３月後半・・・・１８：３０

◇　９月後半／３月前半・・・・１８：１５

◇　１０月前半／２月後半・・・１８：００

◇　１０月後半／２月前半・・・１７：４５

◇　１１月～１月・・・・・・・１７：３０

◆　土日祝及び長期休業中の活動時間帯は，原則８：３０～１６：３０とする。

⑹　始業前の朝練習及び昼休み練習については，生徒の過度な負担を防ぐために，原則行わない。ただし，特段の事情がある場合は，公式戦として認められた大会・コンクール等の１週間前に限り，顧問が必要と判断した場合は，保護者の同意を得た上で，学校長の許可を得て，１時間程度実施するができる。

⑺　活動の制限

定期テスト前（中間テストは３日，期末・学年末は７日）から終了日前日は活動停止期間とする。ただし，特段の事情がある場合は，公式戦として認められた大会・コンクール等の１週間前に限り，顧問が必要と判断した場合は，保護者の同意を得た上で，学校長の許可を得て，放課後１時間程度実施するができる。

⑻　参加する大会の上限

各部活動における各種大会の参加回数は，様々な方面の負担軽減を目的とし，下の回数を目安とする。

ア　運動部活動については，中学校体育連盟及び競技団体等が主催する大会を合わせて最大で年９回程度とする。

イ　文化部活動が参加する大会等や地域の行事，催し等への参加については，合わせて最大で年９回程度とする。

※　ただし，参加回数が大きく上回っている部活動については，当分の間，実情に応じて縮減を図り，目安の達成に努める。

※　予選を経て上位大会につながる一連の大会については，１大会とする。

※　リーグ戦については，１大会とする。

⑼　警報発表時の部活動について

ア　週末及び祝日，長期休業中において警報が発令された場合の部活動の対応については下のとおりとする。

(ｱ)　７：００の段階で鹿児島市に「暴風」「大雨」「洪水」「雷」等の警報が発表された場合，午前の活動は中止とする。

(ｲ)　１０：００現在，警報が解除になった場合，１２：００より活動可能とする。ただし，活動する場合は，天候の変化に十分注意する。

(ｳ)　１０：００現在，警報発表中の場合，部活動は終日中止とする。

イ　学校で部活動中に警報が発表された場合，下校時の安全を検討し，速やかに下校させる等対策を講じる。

⑽　活動場所の整備に努め，部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

## ５　本年度の部活動

⑴　本年度設置する部活動は下のとおりとする。

運動部：陸上競技部，軟式野球部，弓道部，サッカー部，男子ソフトテニス部，女子ソフトテニス部，男子バレーボール部，女子バレーボール部，男子バスケットボール部，女子バスケットボール部

文化部：吹奏楽部

⑵　部活動の服装

ア　原則として，制服及び学校指定のジャージ，体操服で活動する。ただし，部の特性を考え，必要な服装やその他の携行品については，部内で指導されたものを使用する。（できる限り統一したものが望ましい）

イ　休日の練習や試合，登下校等についても同様とする。

⑶　定期的な顧問会は，学期初め，または，学期終わりに開催し，共通理解事項の確認や情報の交換を行う。また，緊急に会議が必要な事案が発生した場合は適時開催することとする。

⑷　定期的なキャプテン・部長会議は，月の初めに開催し，部活動運営における問題点の確認や情報の交換を行う。また，緊急に会議が必要な事案が発生した場合は適時開催することとする。

（※　この活動方針は，令和２年４月６日より実施）